

序章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画対象期間
- 4 計画対象地域
- 5 計画対象とする環境範囲
- 6 各主体の役割
- 7 計画の構成

序章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の性格と役割、各主体の役割など、この計画に関する基本的な考え方を示します。

1 計画策定の趣旨

～「豊かな自然と共生し、安全で安心して住める環境のまち のしろ」を目指して～

旧能代市と旧二ツ井町は、平成18年3月に合併し、新しい能代市が誕生しました。

能代市は、母なる米代川の恵みを受けながら、日本海と風の松原、豊かな能代平野に抱かれ、また、世界自然遺産白神山地や奥羽山脈に連なる美しい山々をのぞみ、天然秋田杉が林立し、四季の移ろいが鮮やかなきみまち阪県立自然公園、渡り鳥の重要な飛来地である小友沼等を擁する優れた自然に恵まれています。

本市では、「能代市環境保全条例」（平成18年3月施行）による公害の未然防止に努めるほか、「環境宣言」（平成19年3月宣言）を行い、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくることとしております。

しかしながら、わたしたちは、日常生活や事業活動で車や工場からの排出ガスによる大気汚染、生活排水などによる河川の水質汚濁、ごみ問題などにより環境への負荷を増大させ、地域の環境のみならず地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境にまで影響を及ぼしています。

このような状況の下、恵み豊かな環境の確保と継承、人と自然との健全な共生、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築、あらゆる事業活動及び日常生活における地球環境保全の推進を基本理念とした「能代市環境基本条例」を平成18年3月に施行しております。

「能代市環境基本計画」は、「能代市環境基本条例」が定める基本理念の実現に向けて、同条例に基づき策定するものです。

○環境宣言

平成19年3月に次の「環境宣言」をしています。

環 境 宣 言

わたしたちは、北に世界自然遺産の白神山地、西に広大な日本海、東に奥羽山脈を望み、米代川や風の松原、きみまち阪などの自然豊かな地に住んでいます。

しかし、昨今の利便性を過度に求めてきた社会・経済活動は、環境への負荷を増大させ、地域環境のみならず地球環境規模にまで大きな影響を及ぼしています。

これらの環境問題を解決するためには、まず身近な地域から具体的な行動を起こし、市民、事業者、市が協働して一つひとつの問題に取り組んでいかななくてはなりません。

わたしたちは、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくることをここに宣言します。

- 1 さわやかな空気や豊かな緑、清らかな水環境を守ります
- 1 ものを大切にし、環境に負荷の少ない生活スタイルを推進します
- 1 地域、世代をこえて手をつなぎ、多様な知恵を出し合いながら行動します

平成19年3月20日

能 代 市

○能代市環境基本条例第3条(基本理念)

「能代市環境基本条例」第3条では、環境の保全と創造について、次の基本理念を定めています。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が、健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の性格と役割

○この計画は、「能代市環境基本条例」第8条に定める環境の保全と創造に関する基本的な計画であり、環境の保全と創造に関する施策（以下「環境施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

○能代市環境基本条例第8条(環境基本計画)

「能代市環境基本条例」第8条では、能代市環境基本計画の策定を定めています。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として能代市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向

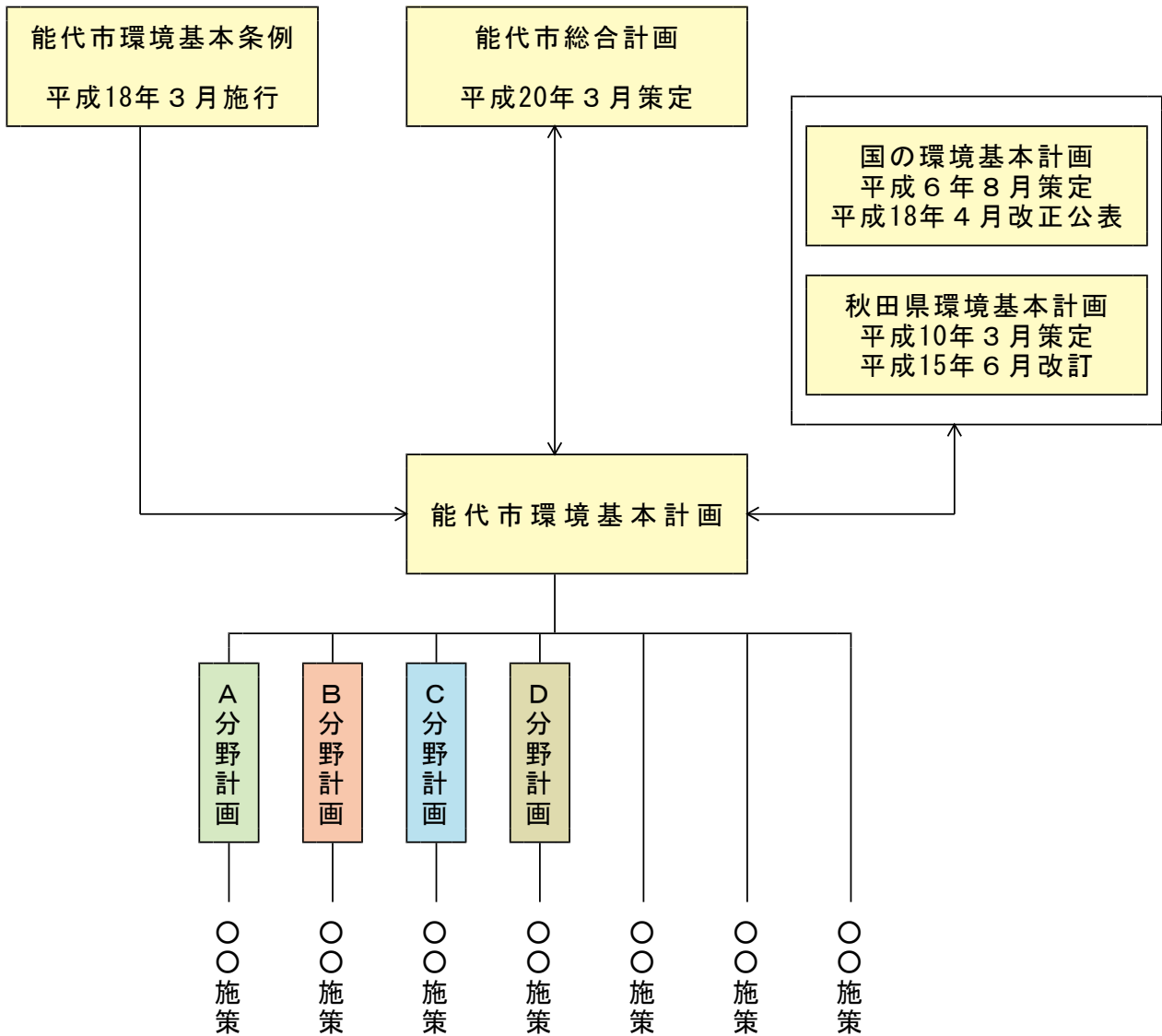
(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、能代市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

○この計画は、国の「環境基本計画」（平成6年8月策定、平成18年4月改正公表）や「秋田県環境基本計画」（平成10年3月策定、平成15年6月改訂）及び「能代市総合計画」（平成20年3月策定）との整合性を図りながら、本市の環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向、環境施策の推進方策などを示した本市の環境行政のマスタープランとして位置づけられます。



○この計画は、環境施策の基本的な方向を示すものであり、本市における環境施策は、この計画に基づき策定・実施するものとし、環境の保全と創造について配慮するものとします。

○この計画は、「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ21（21世紀に向けて持続的発展を実現するための具体的な行動計画）」の中において地方公共団体に策定を求められている「ローカルアジェンダ21」の性格も併せ持つものです。

3 計画対象期間

計画対象期間は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標とする10年間とします。

ただし、第4章重点環境施策で定める指標目標については、5年後を目標として設定し、その時点での検証を行った上で適宜見直しを行い、最終年度の指標目標を設定します。

4 計画対象地域

計画の対象地域は、能代市全域とします。ただし、市域周辺の環境や地球環境への影響も、十分に配慮するものとします。

5 計画対象とする環境範囲

この計画では、現在及び将来、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保していくために必要な生活環境、自然環境、社会環境及び地球環境の4つの環境範囲を設定します。

この環境範囲と対象とする環境要素は、ともに有機的に連携をしてお互い関係が深い環境要素は、次に示すとおりです。

生活環境	
○大気	○水
○音	○土壌
○匂い	○気象
○交通	
○廃棄物、リサイクル	
○水資源、エネルギー	など

自然環境	
○大気	○水
○音	○土壌
○気象	○地形
○森林	○農地
○水辺地（河川、池沼、海岸）	
○動植物	など

社会環境	
○大気	
○水	
○交通	
○公園緑地	
○歴史的・文化的資源	
○事業活動	など

地球環境	
○大気	○水
○環境教育・環境学習	
○環境保全活動	
○環境情報	
○地球温暖化	
○酸性雨	など

6 各主体の役割

環境の保全と創造を進めていくためには、社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的・積極的に行動を起こしていくことが必要です。

(1) 市の役割

市は、地域環境の保全と創造に関する取組の調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえ、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、市自らも、事業者・消費者としての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行します。

【参考 能代市環境基本条例第4条（市の責務）】

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(2) 市民の役割

市民は、人間と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う環境への負荷の低減や地域の環境保全活動への参加に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力することが必要です。

【参考 能代市環境基本条例第5条（市民の責務）】

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力することが必要です。

【参考 能代市環境基本条例第6条（事業者の責務）】

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

7 計画の構成

この計画は、以下のような構成となっています。

第1章 本市の環境要素ごとの現況と課題及びこれを大きく整理した4つの課題を示しています。
また、各地域の環境特性を示しています。

第2章 平成29年度を展望した長期的な目標として環境面からみた目指すべき環境像とそれを支える基本目標像を掲げ、この環境像の実現に向けての環境施策の体系を示しています。

第3章 目指すべき環境像の実現に向け、取り組むべき具体的な環境施策の展開方向を示しています。

第4章 この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を重点環境施策と位置づけ、指標目標及び市民・事業者の取組を示しています。

第5章 この計画の実効性を高め、効果的な推進を図るための仕組みを示しています。

